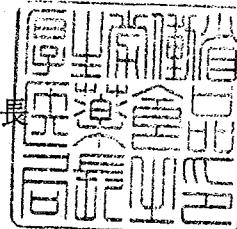


薬食発第0423005号  
平成19年 4月23日

各都道府県知事 殿



厚生労働省医薬食品局長



「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の一部改正について

高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことから、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第174号。以下「改正告示」という。）が本日公布・施行されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については、平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、改正告示の公布・施行に伴い、また、あわせて、医療機器の承認基準及び認証基準の制定に伴う見直しを行い、同通知の一部を下記のとおり改正したので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器小委員会委

員長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとしていることを申し添える。

## 記

### 1. 改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

咽頭ストロボスコープの項の次に次のように加える。

器25	医用内視鏡	7102/7000 カブセル型撮像及び追跡装置	消化管内の観察、診断に用いるカブセル型の医療機器をいう。消化管内を走査運動等により多動しながら画像データを無線送信し、非侵襲的にデータを体外の受信器等に送信する無線送信器である。本品は單回使用である。	II	10-③	—	—	—	—	—	—
-----	-------	-------------------------	--	----	------	---	---	---	---	---	---

非中心循環系バルーン拡張式血管形成術用カテーテルの項中「拡張するバルーンの膨らみをコントロールすることで冠状動脈及び心臓を除く、動脈若しくは静脈、又はシャントの狭窄部を拡張又は脳血管のスパズム治療を目的に使用する柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その遠位端にバルーンが付いている。圧力の記録と造影剤注入に用いる側孔があるものや、バルーンの部分にブレード、ワイヤ等が付いているものもある。」を「バルーンの膨らみをコントロールすることで狭窄性の非中心循環系血管の拡張を行う柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その遠位端にバルーンが付いている。圧力の記録と造影剤注入に用いる側孔があるものや、バルーンの部分にブレード、ワイヤ等が付いているものもある。」に改める。

バルーン拡張式血管形成術用カテーテルの項中「拡張するバルーンの膨らみをコントロールすることで狭窄性動脈を拡張する柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その遠位端にバルーンが付いている。圧力の記録と造影剤注入に用いる側孔があるものもある。」を「バルーンの膨らみをコントロールすることで冠血管及び頭蓋内の脳血管を除く狭窄性血管（動脈、静脈又はシャント）の拡張又はステント留置時の後拡張を行う柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その遠位端にバルーンが付いている。圧力の記録と造影剤注入に用いる側孔があるものや、バルーンの部分にブレード、ワイヤー等が付いているものもある。」に改める。

眼科用コンフォーマの項の次に次のように加える。

1065	整形用品 医04	その他の処置用機器	71028000 内視鏡用粘膜下注入材	内視鏡的粘膜切除術を施行する際に、病変部位の粘膜下層に注入することにより粘膜層と筋層を剥離・離せさせ、その状態を維持し、病変部位の切開又は剥離の操作性を向上させる装置等いう。	III 6-③	—

組合せ理学療法機器の項中「機器本体は一体構造であり、組合わせた理学療法機器によりそれぞれの治療機能を選択できる装置をいう。低周波治療器・干渉電流型低周波治療器・超音波治療器・赤外線治療器・紫外線治療器・電位治療器等による組合わせがある。」を「機器本体は一体構造であり、ヘッド型マッサージ器と能動型自動牽引装置等を組合わせた理学療法機器によりそれぞれの治療機能を選択できる装置をいう。能動型自動牽引装置等とは、能動型自動牽引装置、能動型自動間欠牽引装置及び能動型簡易型牽引装置をいう。」に改める。

家庭用電気マッサージ器の項中「家庭用にのみ専用設計された電動の器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全体をなぞることができる。振動ヘッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするためにも用いられる。」を「家庭用にのみ専用設計された電動の器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全体をなぞることができる。振動ヘッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。空気圧による圧迫機能又はもみ機能を持つものもある。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするためにも用いられる。」に改める。

家庭用エアマッサージ器の項中「家庭用にのみ専用設計された空気圧で動く器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全体をなぞる事ができる。振動ヘッド又はパッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするためにも用いられる。」を「家庭用にのみ専用設計された空気圧だけで動く器具をいう。」に改める。





[参考]

«新たに追加された一般的の名称»

クラス分類告示 別表 第1		特定 保守 告示 別表 第2		設置 管理 告示 別表 第3		類別 名稱	中分類名	CODE	一般的 名稱	一般的 名稱定義			特定 修理 別	旧修 理種 別	設置 管理	旧一般的 名 称 別コード	旧一般的 名 称
										クラス 分類 類	GHTF ルール	旧ク ラス 分類	特定 保守				
1786						医療用鏡 器25	医用内視鏡	71027000	カブセル型機器及び追跡装置			II	10-③	—	—	—	—
1065						医04 整形用品	その他の処置用機器	71028000	内視鏡用粘膜下注入材			III	6-③	—	—	—	—

消化管内の観察、診断に用いるカブセル型の医療機器をいう。消化管内を蠕動運動等により移動しながら画像データを無線送信し、非侵襲的にデータを体外の受信器等に送信する無線送信器である。本品は単回使用である。

内視鏡的粘膜切除術を施行する際に、病変部位の粘膜下層に注入することにより粘膜層と筋層を解離・離起させ、その状態を維持し、病変部位の剥離又は剥離の操作性を向上させる溶液等をいう。

«定義の改正された一般的の名称»

クラス分類告示別表第1	別表第2	別表第3	特定装置告示別表	保守告示別表	管理告示別表	類別名稱	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義	クラス類	GHTルール	旧クラス分類	修理保全	設置管理	旧一般的名称
			器51 医療用導管及びチューブ及びカテーテル	17184002 非中心循環系バルーン扩张式血管形成装置	改正前】施張するバルーンの膨らみをコントロールすることで冠状動脈、及び心臓を除く動脈若しくは静脈、又はシャントの挿入部を施張又は開放する目的に使用する柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その選択部にバルーンが付いている。圧力の配管と導管と注射針と並行して、その選択部にあるものや、バルーンの部分にフレード、ワイヤ等が付いているものもある。	II	6	III	—	—	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル				
			829 器51 医療用導管及びチューブ及びカテーテル	17184014 バルーン扩张式血管形成装置用カテーテル	【改正後】バルーンの膨らみをコントロールすることで狭窄性の非中心循環系血管の拡張を行う柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その選択部にバルーンが付いている。圧力の配管と導管と注射針と並行して、その選択部にあるものや、バルーンの部分にフレード、ワイヤ等が付いているものもある。	IV	6-⑤	III	—	—	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル				
			80 器12 理学診療用器具	70618000 総合セラピエ法機器	【改正前】施張するバルーンの膨らみをコントロールすることで冠状動脈、肺動脈、肺静脈又はシャントの拡張又は狭窄の治療機能を有する器具である。圧力の配管と導管と注射針と並行して、その選択部にあるものや、バルーンの部分にフレード、ワイヤ等が付いているものもある。	II	9	—	該当	☆	160393933	他に分類されず、理学療法用器械器具				
			1340 771		【改正後】機器本体は一体構造であり、組合わせた理学療法機器によりそれだけの治療機能を選択できる装置をいう。低周波治療器、干渉電流型低周波治療器、超音波治療器、赤外線治療器、紫外線治療器等による組合わせがある。	II	9	—	該当	☆	280202028	家庭用電気マッサージ器				
			1718 器77 バイブレーター	34662000 家庭用電気マッサージ器	【改正前】家庭用のみ専用設計された電動の器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全身体をなぞることができる。振動ヘッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするために用いられる。	II	9	II	非該当	非特定	280202044	家庭用エアマッサージ器				
			1719		【改正後】家庭用のみ専用設計された空気圧で動く器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全身体をなぞることができる。振動ヘッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするために用いられる。	II	9	II	非該当	非特定						